五の八　第二条第五号の八のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	第九十四号第二改訂版
五の九　第二条第五号の九のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	
六　第二条第六号の側面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	第九十五号第三改訂版
六の二　第二条第六号の二の側面衝突時の乗員保護装置	
六の三　第二条第六号の三の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	第百二十七号改訂版

を

五の五　第二条第五号の五の燃料タンク	第三十四号第三改訂版
五の六　第二条第五号の六の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	
五の七　第二条第五号の七の衝突時の車両火災防止装置	
五の八　第二条第五号の八の電波障害防止装置	第十号第五改訂版
五の九　第二条第五号の九の原動機用蓄電池	第百号第二改訂版
五の十　第二条第五号の十の感電防止装置	
五の十一　第二条第五号の十一のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	第九十四号第二改訂版
五の十二　第二条第五号の十二のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	
六　第二条第六号の自動車との側面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	第九十五号第三改訂版
六の二　第二条第六号の二の自動車との側面衝突時の乗員保護装置	
六の三　第二条第六号の三のポールとの側面衝突時の乗員保護装置	第百三十五号
六の四　第二条第六号の四の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保	第百二十七号改訂版

に、

「第十一号第三改訂版」を「第十一号第四改訂版」に、

十五の四　第二条第十九号の前照灯	第九十八号改訂版
	第百十二号改訂版

を

十五の四　第二条第十九号の前照灯	第九十八号改訂版
	第百十二号改訂版
	第百十三号改訂版

に、

十九　第二条第二十三号の車幅灯	第七号第二改訂版
二十　第二条第二十四号の尾灯	
二十一　第二条第二十五号の制動灯	

を

二十二　第二条第二十六号の補助制動灯	第七号第二改訂版
二十三　第二条第二十七号の前部上側端灯	
二十四　第二条第二十八号の後部上側端灯	
二十五　第二条第二十九号の側方灯	第九十一号

十九　第二条第二十三号の車幅灯	第七号第二改訂版
二十　第二条第二十四号の尾灯	第五十号
二十一　第二条第二十五号の制動灯	第七号第二改訂版
二十二　第二条第二十六号の補助制動灯	
二十三　第二条第二十七号の前部上側端灯	
二十四　第二条第二十八号の後部上側端灯	第九十一号
二十五　第二条第二十九号の側方灯	第四号
二十五の二　第二条第二十九号の二の番号灯	第五十号

に、

三十五　第二条第四十一号の方向指示器	第六号改訂版
三十五の二　第二条第四十一号の二の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第四十八号第五改訂版
	第四十八号第六改訂版

を

三十五　第二条第四十一号の方向指示器	第六号改訂版
三十五の二　第二条第四十一号の二の光源	第三十七号第三改訂版
	第九十九号
	第百二十八号
三十五の三　第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第四十八号第五改訂版
	第四十八号第六改訂版

に

改め、同条第三項中「第三十五号の二」を「第三十五号の三」に改める。

第六条中「、前条第一項の表各号に掲げる種類の装置」の下に「（同表第三十五号の二に掲げる種類の装置を除く。）」を加え、「とする」を「とし、同表第三十五号の二に掲げる種類の装置にあっては第四号様式に定める表示とする」に改める。

第八条第一項の表中「第四号様式」を「第五号様式」に改める。

第九条第一項中「第五号様式」を「第六号様式」に改める。